

マイナンバーカード電子証明書新規発行／失効 依頼書

マイナンバーカード電子証明書の新規発行・失効申請が、あなたの意思に基づく依頼に相違なければ、下記に必要な事項を記載のうえ、署名または記名押印して、代理人が窓口まで持参してください。

（ご注意）

- （1）本書は申請者の代理人（同一世帯）で国外転出届と併せて、申請者の電子証明書の新規発行・失効申請を行う場合にのみ使用します。
- （2）本書には、暗証番号その他必要事項を記入し、他人の目に触れないよう、封筒に入れのり止めするなどしてお持ちください。
- （3）すでに設定している暗証番号が記載したものと違っていった場合、別途、暗証番号再設定の手続きが必要です。本人以外が手続きを行う場合、即日、暗証番号設定及び代理人による電子証明書の新規発行・失効申請はできません。申請者ご本人様宛てに照会書兼回答書を送付します。照会書兼回答書を申請者ご自身で記載し、再度代理人の方がお持ちください。（※国外転出予定日を過ぎた場合は代理でのお手続きはできないため、ご注意ください。）

令和 年 月 日

署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の新規発行・失効申請は、私の意思によって申請するものに相違ありません。

（申請者の住所） _____

（申請者の氏名） _____ 印

暗証番号の記載は、すでに設定済みの暗証番号を記載してください。別紙の注意事項を必ずご確認ください。

フリガナ																				
署名用電子証明書の暗証番号 <small>（英大文字および数字で6文字以上16文字以内）</small>																				
利用者証明用電子証明書の暗証番号 <small>（数字4桁）</small>																				
住民基本台帳用の暗証番号 <small>（数字4桁）</small>																				

※利用者証明用電子証明書は、住民異動の手続きによって失効するものではありません。未搭載もしくは失効済みで電子証明書の発行を希望する場合は、ご自身の設定した暗証番号をご記入ください。

委任状

令和 年 月 日

（あて先）松戸市長

（申請者の住所） _____

（申請者の氏名） _____ 印

私は、下記の者を代理人として電子証明書の新規発行・失効申請に関する手続きについての権限を委任します。また、上記記載の暗証番号がすでに設定している暗証番号と一致しない場合は、「暗証番号再設定申請照会書兼回答書」の送付依頼を委任します。

（同一世帯の代理人の氏名） _____

【手続きに関する注意事項】

＜手続きの目的＞

- ・署名用電子証明書は国外転出とともに失効するため、再発行を行います。利用者証明用電子証明書は、国外において電子証明書の更新頻度を下げするために、失効後に再度発行いたします。

＜依頼書の記載＞

- ・あなたご自身が必要事項を記載し、署名または記名押印してください。
- ・あなたご自身が来庁される場合は、本書の持参は必要ありません。

＜委任状の記載＞

- ・代理人（同一世帯）に依頼される場合は、申請者の住所氏名及び代理人の氏名をあなたご自身が記載し、回答書の電子証明書（署名用及び利用者証明用）の暗証番号と個人番号カードに設定済みの暗証番号もあわせて記入し、代理人に判読されることのないよう封筒に入れ、のり止めするなど、代理人のかたには見ることができない状態でお持ちください。封筒はホームページからダウンロードし、作成したものか、ご自身で用意したものをお使いください。

暗証番号が見える状態で持参された場合は受付できませんのでご注意ください。

＜暗証番号の記載＞

- ・電子証明書（署名用）の暗証番号は、左詰で英大文字と数字を混ぜて6文字以上、16文字以内で記入してください。
- ・電子証明書（署名用）の暗証番号は、英字と数字の混同を避けるため、フリガナをご記入ください。
- ・マイナンバーカードに設定済みの暗証番号も必ず記入してください。記入されていない場合は受け付けできません。

＜電子証明書の違い＞

- ・署名用電子証明書用暗証番号・・・電子署名（e-tax）等で使用
- ・利用者証明用電子証明書用暗証番号・・・コンビニ交付、マイナポータル等で使用

＜持参して頂く書類など＞ ※下記の要件が欠けた場合は、受け付けできません。

あなたご自身が来庁される場合

- ① マイナンバーカード

代理人（同一世帯）が来庁される場合

- ① 本書（全て記載し、署名または記名押印したもの）
- ② あなたご自身のマイナンバーカード
- ③ 代理人（同一世帯）の官公庁が発行した写真付身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・旅券・住基カードなどの顔写真付きの公的身分証明書1点）

＜その他の重要事項＞

- ・本書は申請者の同一世帯人が代理で国外転出届と併せて、申請者の電子証明書の失効・発行を行う場合にのみ使用できます。
- ・本書を郵送その他の方法により受け付けることはできません。